



# 医療事務119番

相談できる。こたえてくれる。

vol.06

2016年6月2日

衣替えの季節となりましたが皆様におかれましてはご健勝のこととお喜びいたします。会員の皆様こんにちは。

医療事務119番です。HDC会員様への最後のレセプト講座となりました。

全6回のレセプト講座にお付き合い頂き感謝いたしております。また沢山のご質問を頂きました。

お問い合わせ頂いた内容で少し迷った時、公的機関へ問い合わせる等をしてきました。

おかげ様で私のほうでも大変勉強させて頂きました。重ねて感謝申し上げます。ありがとうございます。

最終となる第6回レセプト講座は、請求にあたり知っておかなければならない基本と現在多くある返戻や注意が必要な事例です。

先生方の毎日のご診療のお役に立てれば幸いです。ご確認ください。



## 突合点検と縦覧点検(オンライン請求または電子媒体請求が対象)



### 突合点検とは

処方せんを発行した病院または診療所にかかわる医科・歯科レセプトと、調剤を実施した薬局にかかわるレセプトとを患者単位で照合する審査

#### ① 主な対象事例

- ・傷病名に対する医薬品の適応および禁忌
- ・医薬品の投与量および投与日数が過剰なもの
- ・医薬品相互が併用禁忌であるもの 等

#### ② 突合点検の結果

全ての薬剤が査定となる場合は処方せん料について返戻される。一部の薬剤について査定がある場合は審査翌月にいったん請求どおりに支払い、保険医療機関に処方内容を確認のうえ処方内容が異なるものは保険薬局から処方せん(写し)を取り寄せて確認し、審査翌々月に調整する。調剤が不当な場合は、薬局への支払額から差し引き、処方せんが不適當な場合は、薬剤だけではなく、薬局で算定された調剤料、指導料なども含めて医療機関への支払額から差し引く。

突合再審査結果連絡書(兼 処方せん内容不一致連絡書)

ご査読クリック 提出

申し出により突合点検による再審査を行った結果、審査委員会において下記のとおり決定いたしました。発行の処方せんの内容(ジェネリック医薬品への変更を除く。)と相違している場合は、支払基金

算定額 日数 総額	調整金額 日数 総額	増減点 項目、事由 (請求番号)	請求内容	増減点内容
-984			【薬局コード】26-82789 【名称】有 東林製薬局	【所在地】 【電話番号】
-128		-35	4/1 A ケナログ口腔用軟膏0.1% A 35x1 調剤料	35

注意!

【適応外処方】内服薬はPer、P急発、外科等の病名や処置がなければ処方できません! Pul、C病名のみでの投薬は注意してください!

【病名もれ処方】Stom等の病名なくケナログ口腔用軟膏の処方 等注意してください!



### 縦覧点検とは

同一の医療機関が同一の患者に関して、月単位で提出したレセプトを複数月にわたり照合する審査

#### ① 縦覧点検の条件

審査支払機関では、請求内容を参照するため、同一保険医療機関から請求された同一患者の最大過去6か月分のレセプトをコンピュータ内に蓄積する。6か月を超える算定ルールについては、当該行為のみを抽出して、患者単位に6か月を超えて蓄積される。参照する過去のレセプトは査定対象としない(過去のレセプトに誤りが発覚した場合、返戻または保険医療機関に誤りレセプトの取り下げ請求を行うよう連絡し訂正したうえで再請求をしてもらうなどの対処が行われている)

#### ② 主な対象事例

- ・複数月に1回と定められているもの
- ・2回目以降減算と定められているもの
- ・患者1人につき1回のみ算定と定められているもの 等

注意!

縦覧点検に関しては請求時に算定日が記録されているため下記の項目は特に注意が必要です。

- ・スケーリングあるいはSRP終了後のP検査算定までの日数 ローカルルール等ありますが、SC終了後の検査までの日数は最短で7日~10日、SRP終了後の検査までの日数は10日~14日
- ・補管中の充填あるいは再装着の算定
- ・P部位とMT部位の月をまたいで部位不一致
- ・歯管算定前の歯清
- ・床副子装着と同日の副子調整 等

# 注意しなければならない請求(返戻や行政指導等で指摘の多い事例)

## ① 再初診を起こすタイミングに注意

ここ半年全国で多い事例です。返戻や問い合わせが医療機関に入ります。ご注意ください。(確認できているだけでも宮城県・福島県・神奈川県・茨城県・滋賀県にて) Pの診療が傾向的であるという理由です。

歯管(100点)を算定するという事は継続的な管理を行うということです。2~3か月程度のブランクでは傾向的と判断されてしまいます。

最終診療日

3月 P治療 治癒

リコール

再初診

6月または7月 再初診

(歯科・審査上) 2月審査分  
神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会  
ページ番号: 1-000  
この診療報酬明細書については、下記の理由により返戻いたしますので、整備のうえ、この付せんを貼付したまま、次回請求時にご提出下さい。

診療項目	一連番号	返戻事項
11	01	その他 ※縦覧点検の結果、「初診、歯管、実地指、P基検、歯清、スケーリング、P基処」が2~3か月毎に繰り返し算定されている例が連月にわたり認められています(今月審査分で25件以上)。傾向性がありますので、ご注意ください。1件のみ返戻いたします。なお、予約で来院した場合には2、3か月以上経過しても再診となります。

## ② 訪補助(歯援診のみ)は`歯科訪問診療の補助が適切に行える体制であること、が算定要件あることから診療内容に配慮し加算する

施設等での複数診療の場合は歯科衛生士が歯科医師の診療を補助している時間を確保のうえ、訪問歯科衛生指導料を実施してください!

## ③ 医療機関から患者までの距離に注意する。

16\*<sub>0</sub>を超えての訪問診療は絶対的理由が必要です。近隣に歯科医院がない、いても長期不在である等の理由が必要です!

## ④ 時間の記載は注意すること(実日数全て同時刻・他患者との時間重複 等)

傾向的にならないこと、実態に即した時間記載をしてください。

## ⑤ 診療報酬と介護保険の重複又は差し替え請求不可

居宅療養管理指導の対象者は必ず介護保険で指導を実施してください。本人または家族から同意得られず当該指導ができなかった場合、医療保険での指導はできません!

また居宅等での訪問の場合は要介護認定を受けているだけでも介護保険の対象となり医療保険での指導はできません。

## ⑥ 1人の患者に対し、他院にて外来診療、自院が訪問診療の理由

十分注意し正当な理由がある場合には摘要欄記載してください。

## ⑦ 訪問診療が20分以上に対し処置内容が一致していない

処置内容を精査し実態に即した時間で請求してください。例えば摂食機能療法は30分以上の時間が必要ですが、実際に行ったりハは25分であった等の場合は問題ありません。

逆に抜歯後のSPのみで20分以上の時間記載は疑義をもたれます。口腔乾燥症等のみのレセも注意してください。

そのような事例は多くあると思います。その場合はレセプト摘要欄に実際に行った訓練やリハ内容を記載して提出することをおすすめします。